

表彰名及び表彰内容に関する細則

(総 則)

第1条 本細則は、表彰規程第5条第3項に基づき表彰名及び表彰内容について定める。

(目 的)

第2条 本細則は、表彰選考にあたり、選考の決定が公明正大に行われることを目的とする。

(表彰名)

第3条 表彰規定第5条第3項に基づく表彰名を次の通り区分する。

(1) 奨励表彰

◇表彰規程第4条第1号

- ・永年に亘る会員への安全指導等
- ・その他

◇表彰規程第4条第7号

- ・人命救助等の功績
- ・国行政より叙勲・褒章
- ・その他

(2) 功労表彰

◇表彰規程第4条第2号

- ・継続会員として30年以上

◇表彰規程第4条第3号

- ・本部における理事・監事を1期2年以上

◇表彰規程第4条第5号

- ・本部公式大会等の競技役員を10年以上
- ・その他

◇表彰規程第4条第8号

- ・加盟団体又は加盟部会の三役（会長・副会長・正会員）を10年以上

(3) 優秀表彰

◇表彰規程第4条第4号

- ・著しい考案、改良、創意工夫、効率化等
(例) レーザー・クレ

◇表彰規程第4条第6号

- ・全日本選手権大会 連覇優勝
- ・国民体育大会 連覇総合優勝
- ・オリンピック大会入賞 (第1～6位)
- ・世界選手権大会・世界クレ射撃選手権大会入賞 (第1～6位)
- ・当該年度の国際ランキング第1位 (トラップ・スキート)
- ・国内ランキング3A (トラップ・スキート) を10年以上
- ・その他

*国内ランキングについては、記録照合との関係上、平成2年度以降のランキングを対象とする。

(表彰内容)

第4条 表彰規程第5条第3項に基づく表彰内容を次の通り区分する。

(1) 奨励表彰

表彰状及び記念品

(2) 功労表彰

表彰状及び記念品

(3) 優秀表彰

表彰状及び記念品、褒賞金及び奨励金規程に基づく金品

(年会費の優遇)

第5条 定款36条に基づく名誉役員 (名誉総裁・名誉会長・顧問・参与)、及び本規程第4条第2号に基づく名誉会員に就任した者の年会費は、5千円とする。

(付 記)

第6条 会長から表彰対象者として推薦があり、理事会がこれを認めた場合は、当該表彰者に対して表彰状を授与することができる。

附 則

- 1 本規程は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 本規程は、平成29年7月26日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、令和5年3月6日から改正施行する。
(*2022年度第8回理事会承認)